

【育成医療】〈 所得の区分に関するチェックシート 〉

※ 以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

○ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関しての質問

- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - 受けている：「生保」に○をしてください。
 - 受けていない：2へ
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。
 - 課税されていない：3へ
 - 課税されている：4へ
- 自立支援医療を受診する方の保護者の所得（障害年金等及び特別児童扶養手当等を含みます。）の合計が80万9千円以下ですか。（保護者全員それぞれ80万9千円以下ですか。）
 - ※「障害年金等」とは障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金等の公的年金をいいます。（年金証書、振込通知書の写し等をご用意ください。）
 - ※「特別児童扶養手当等」とは特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当をいいます。（特別児童扶養手当等の証書、認定通知書の写し等をご用意ください。）
 - 80万9千円以下：「低1」に○をしてください。
 - 80万9千円を超える：「低2」に○をしてください。
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。
 - 市町村民税額（所得割） 3万3千円未満：「中間1」に○をしてください。
 - 市町村民税額（所得割） 23万5千円未満：「中間2」に○をしてください。
 - 市町村民税額（所得割） 23万5千円以上：「一定以上」に○をしてください。
- 「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。
 - 該当する：「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 - 該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

※ 「重度かつ継続」の対象範囲

- 育成医療・更生医療・・・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る。）
肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る。）
- 医療保険の高額療養費で多数該当の方（申請前の12ヶ月間において、申請者の属する医療保険の「世帯」が3回以上、高額療養費の支給を受けた月があること・・・高額療養費支給通知書の写し、高額療養費の請求に係る医療機関の領収書等をご用意ください。）

一定所得以下			中間的な所得		一定所得以上		
←「生保」→	←「低1」→	←「低2」→	←「中間1」→	←「中間2」→	「一定以上」		
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円			
						重 度 か つ 継 続	
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円		